

出荷制限指示後の管理の考え方

—野生きのこ—

野生きのこの出荷管理については、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市及び小山町（以下「関係市町」という。）と連携し、次の対策に取り組むこととし、万一不適切な事案が確認された場合に、速やかに是正措置を講じる。

1 出荷制限区域からの出荷防止対策

(1) 採取者対策

県は、関係市町の協力を得て、当該市町内で発生した野生きのこを採取する者に対し、一切の出荷を行わないよう周知するとともに、関係市町及び関係団体と連携して巡回指導を行う。

(2) 流通対策

県は、野生きのこの流通・販売を行う者に対し、出荷制限区域内で採取された野生きのこの流通・販売を行わないよう要請するとともに、関係市町及び関係団体と連携して、流通・販売拠点の巡回指導を行う。

また、定期的にインターネット上の通信販売について監視を行い、出荷制限区域内で採取された野生きのこが販売されていないかを確認する。

2 出荷制限区域外の市町村からの出荷に関する対策

県は、出荷制限区域外で採取された野生きのこについては、野生きのこの流通・販売を行う者に対し、産地の市町村名を表示するとともに、入荷先、販売先の記録を保存するよう周知徹底する。

また、必要に応じて当該記録の県への提出を求める。

これらの取組が確実に行われるよう、巡回指導を関係市町及び関係団体と連携して行う。